

**米海軍横須賀基地のP F O S等に係る国からの説明（第11報）
及び
米海軍横須賀基地提供水域内における警備艇訓練について**

1. 日 時 令和6年（2024年）5月24日（金）15時00分～15時30分
2. 来 訪 者 防衛省 大和地方協力局長
防衛省 田實環境政策課長
防衛省 北原企画調整官
防衛省南関東防衛局 末富局長
防衛省南関東防衛局 関企画部長
3. 対 応 者 上地市長
市長室 中野市長特命参与
市長室 国際交流・基地政策課 小池課長
4. 説明概要

（1）米海軍横須賀基地のP F O S等に係る国からの説明（第11報）について

□防衛省（大和地方協力局長）

先日（2月20日）、上地市長から、市民の安全・安心を守る地元首長としての立場から、粒状活性炭フィルターの稼働を停止したとなれば、フィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が必要との御意見をいただいたところである。この御要請を踏まえ、改めて、フィルター通過前後の水のサンプリング結果について情報提供できないか、在日米軍司令部と調整したところであり、本日は、その結果について御説明に伺った。

■市 長

先日の要請の際にも申し上げたが、私は、粒状活性炭フィルターが永久的に稼働するものとは思ってはいないし、米側に対して、フィルターの稼働状態について、物を言う立場にはない。しかし、フィルターの稼働を停止したとなれば、その根拠となるフィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が必要であるのは当然だと思っている。

その後、改めて米側と調整していただいた結果はいかが。また、原因に関する情報はあったのか。

□防衛省（大和地方協力局長）

粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング分析結果の数値の提供に関しては、在日米軍司令部から、

- ・日本の法令において、PFOS・PFOAの排水基準がなく、米側が排水処理施設からの排水に含まれるPFOS・PFOAの分析をする必要がなく、数値を提供する義務がない
- ・他の国内に排水処理施設を有する事業者も、通常排水に含まれるPFOS・PFOAの分析までは行っていない

との回答があり、サンプリング分析結果を得ることができなかった。

他方、繰り返しになるが、在日米軍司令部からは、これまで、

- ・横須賀海軍施設の排水処理施設からの排水については、事案発生以降、泡が発生するという特異な事象は確認されておらず、PFOS・PFOAの値は安定している、
- ・今後、特異な事象が確認された場合は、遅滞なく日本側に情報提供を行う等、適切に対応する

との説明を受けている。

国としては、こうした米側からの説明から、フィルターの稼働を停止しても環境への影響という点では大きな変化がないものと認識している。

また、2022年9月、横須賀海軍基地の泡消火薬剤について、原料にPFOS・PFOAが含まれないものに交換作業を完了した旨説明を受けている。

さらに、米側からは、排水処理施設を含めた横須賀海軍施設内の環境管理を適切に実施する説明を受けている。

これらのことから、国としては、今後、新たにPFOS・PFOAが横須賀港に流出する蓋然性は低いと考えている。

あわせて、当省において、事案発生以降、継続的に横須賀海軍施設の周辺水域でPFOS・PFOAの調査を実施してきたところだが、粒状活性炭フィルターの稼働停止後の調査結果としては、PFOS・PFOA合算値で12月22日の調査結果は0.7ng/L、3月11日の調査結果は0.7~1.3ng/Lであり、これまでの調査結果と同程度であった。

なお、この調査については、当面の間、継続し、横須賀海軍施設の周辺水域の状況把握に努めてまいりたいと考えている。

また、原因に関しては、米側からは、原因究明のため、排水処理施設内の各種点検、関係者への聞き取り、サンプリング調査などを実施したものの、排水処理施設は、大規模な横須賀海軍施設の全ての排水を処理しており、原因を特定することは困難との説明を受けているところである。

防衛省としては、引き続き、米側に対し、施設の安全管理と再発防止の徹底を求めてまいる。

■市長

繰り返しになるが、私としては、市民の安心・安全を守る立場から、フィルターの稼働を停止したとなれば、フィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が当然必要であると思い、先だって国の責務として米側との再度の調整を要請したところである。

サンプリング結果について、またしても情報提供できないということだが、これは一体どういうことなのか。そもそも今回の件は米側が引き起こしたことであり、事の発端は米側にあるではないか。

その対応に市としてこれまで膨大な時間と労力を費やしてきた。それにもかかわらず、サンプリング結果の数値の提供すらなされないことに、私は憤りを感じざるを得ない。

ただ、先ほど大和局長より、日本政府として「今後、新たにPFOS・PFOAが横須賀港に流出する蓋然性は低い」との話があった。その考えは、本市にとっての一つの安心材料として受け止めたいと思っている。

□防衛省（大和地方協力局長）

防衛省としても、市長のご要請を踏まえ、米側に対しフィルター通過前後のサンプリング結果について、再度情報提供を求めたところだが、「排水基準が定められていない」ことを理由に米側が数値を提供しないとの回答があった。

米側には強く働きかけたものの、排水基準がないことを言い分とされてしまうと、残念ながらこれ以上なす術がないというのが現状である。

■市長

サンプリング結果の情報提供を拒む米側の頑なな姿勢をすべて素直に受け入れることはできないが、日本の法令上、PFOS等の排出に関して基準がなく分析や報告の義務がない、すなわちルールがないとの米側の主張にも一定の理解を示さざるを得ないのではないか。

PFOS等は日本各地で検出され、横須賀にとどまらず全国的な問題となっている。米側が主張する、日本の法令に排水基準がないことにより、地元自治体がそこに住む人々の安全・安心を守るための根拠を得ることができないのであれば、これは首長として問題提起せざるを得ないと考える。

また、日本の法令に排水基準がなければ、在日米軍が策定する環境保護等の取組に係る基準であるJEGSについても協議ができないと考える。

今回の件を受け、市民の安全・安心を守る責務がある地元自治体の首長として、PFOS等の排水状況を管理できるよう、政府としてPFOS等の排水基準を設けることを要望する。

□防衛省（大和地方協力局長）

市長のお気持ちは受け止めさせていただいた。いただいたP F O S等の排水基準に係るご要望についても、市民の安全・安心を守る市長のお立場からはごもっともなご指摘かと思う。関係省庁に共有するとともに、在日米軍の対応についても日本国内及び米国を含む国際的な動向を踏まえ、今後、環境省や外務省とも連携して日米間で協議してまいります。

■市 長

繰り返しになるが、今やP F O S等は全国的な問題となっている。排水基準については勿論のこと、その対応全般について、国民の安全を預かる政府の責任として、しっかり取り組んで頂きたい。

□防衛省（大和地方協力局長）

政府としてしっかりと取り組んでまいりたい。

(2) 米海軍横須賀基地提供水域内における警備艇訓練について

□防衛省（大和地方協力局長）

米海軍横須賀基地司令部より連絡があった、横須賀海軍施設提供水域内における警備艇訓練の実施について説明させていただく。

本訓練は、米軍の即応性確保の観点から必要不可欠な基地警備訓練であり、米海軍の警備マニュアルに従い、すべての米海軍の施設において実施が求められているものと承知している。

具体的には、横須賀海軍施設の提供水域内、通称トゥルーマン・ベイの12号バース付近において、施設の警備体制を維持するため、憲兵隊が警備訓練を実施するものであり、横須賀基地で実施されるのは初めてとのこと。

更に、訓練期間等の詳細については、

- ・ 本年6月4日（火）～6日（木）までの3日間
（各日0900～1600の間）
- ・ 施設の警備を任務とする憲兵隊が警備艇を使用して、空砲射撃を伴う警備訓練を実施

との説明があった。

防衛省としては、横須賀海軍施設内で米軍が行う基地警備訓練は必要なものと認識している。また、同時に、米軍施設区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行うことも求められており、防衛省としては、本訓練の実施に当たり、米側に対し、周辺住民や周辺で運航する民間船舶に配慮するとともに、安全管理に万全を期すよう求めてまいる考えである。

訓練日が迫る中、本日のお知らせとなり申し訳ないが、市長のお考え等をいただきたい。

■市長

米海軍施設の警備力向上のため、憲兵隊が警備訓練を行うことは当然のことであり、その重要性も理解できます。

また、提供水域内で米軍の管理下に基づいた訓練であることも理解しています。

そのうえで、米海軍横須賀基地において、初めての訓練になるとのことなので、いくつか懸念事項もあります。

- ・ 訓練の様態が不明確であり、なぜ今の時期に実施しなくてはいけないのか。
- ・ 空砲の音が3日間も続くことで、周辺住民への影響がどの程度あるのか。
- ・ 民間船舶に誤って銃口が向けられる可能性はないのか。

このような懸念事項については、米側に再度確認のうえ、改めてご説明いただきたいと思っております。

□防衛省（大和地方協力局長）

防衛省としてはいただいたご意見について、米側とも共有のうえ、しっかり協議し、改めてご報告させていただきたいと思う。

横須賀海軍施設における警備艇訓練について

米海軍横須賀基地司令部より、横須賀海軍施設提供水域内における警備艇訓練の実施について連絡がありました。

1 目的

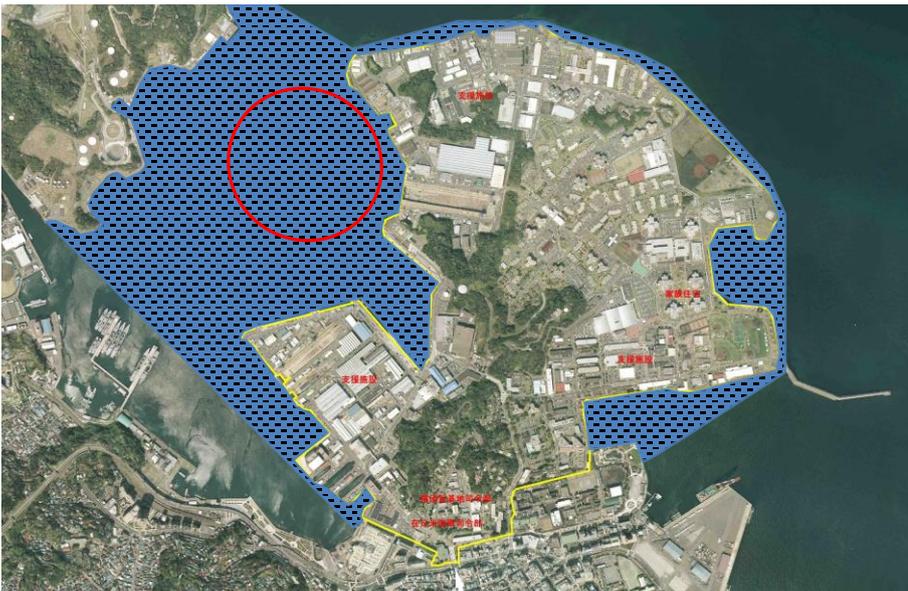
施設の警備体制に係る即応性の維持

2 期間

令和6年6月4日（火）～6月6日（木）、各日0900～1600

3 訓練海域

横須賀海軍施設西側の提供水域内「トゥルーマン・ベイ（Truman Bay）の12号バース付近」



4 訓練内容

警備艇による空砲射撃訓練

（使用する警備艇は以下の船舶）

